

深野康彦の 先取り経済NEWS!!

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2021年2月15日

今月のトピックス 「中小零細企業を借金漬けにするな！」

2 回目の緊急事態宣言も1ヶ月延長が決まりました。ただ、感染者や重症患者などが減少するなど改善が見られれば、前倒しで宣言が解除される予定になっています。医療機関の逼迫状況などを考慮すれば、緊急事態宣言の延長は致し方ないのかもしれませんが、いかなせん国からの宣言発令に伴う企業への支援体制が脆弱であるのは否めません。

国はさまざまな支援体制を行っているとは再三再四述べていますが、その支援は大企業や飲食業などの一部に留まるだけのように感じられ、支援が点の域を出ず面に広がっていないように感じられるのです。個人も一律10万円の特別定額給付金が1度支給されただけに過ぎないのです。しかも返済を伴わない「給付金」に関してはそのほとんどが2020年12月末で終了しており、一部緊急事態宣言延長に伴い増額されたものがあるものの、残っているのは生活支援や資金繰り支援の「貸付」ばかりという有様です（貸付けも増額が行われている）。貸付でも無いよりはまし、あるいは無利子だからありがたいという見方もあるでしょうが、貸付は給付金と異なりいずれ返済しなければならないお金ということを忘れてはなりません。返済期間は据置期間が1~5年以内、償還期限は10年以内というケースがほとんどです。最長10年あればと思われるかもしれませんが、アフターコロナまたはwithコロナを視野に入れば、現在厳しい企業あるいは業界ほどコロナ前の水準に戻るのが難しいと考えられるからです。むしろ、戻る企業や業界は少ないと思われるのです。

新常態（ニューノーマル）などといわれるように、仕事を含めて私たちのライフスタイルは大幅に変わると予測されています。自社は大丈夫と思われるかもしれませんが、企業の長期的な成長のためにはESG（環境・社会・ガバナンス）が示す観点が必要であり、またSDGs（持続可能な開発目標）などが世界のトレンドになっている今、コロナ前の経営は時代錯誤になる可能性すら否定できないのです。そのような変化に対応しながら、売り上げを増やして返済原資を確保しなければならないのです。このような状況下で貸付を受ければ資金繰りなどは楽になるかも知れませんが、なかなか戻らない売り上げにやきもきしている間に据置期間終了、緊急融資の返済が始まってしまうのです。酷なことを述べるようですが、貸付で借金漬けとなった企業群は据置期間終了後に再び経営が厳しい状況に陥る可能性が高まっていると言わざるを得ないのです。厳しい状況の企業が急増すれば「中小企業金融円滑化法（通称：モラトリアム法）」を導入して企業の新陳代謝を再び巻き戻してしまうのでしょうか？そうならないためにも、国は貸付だけでなく給付金も活用して支援していくべきと思われるなりません。ちなみに、中小企業金融円滑化法は2009年12月に立法化された法律で、金融機関が融資先に対する返済猶予や金利減免などのリスケジュールを行えるものでした。